

令和 7 (2025) 年度第 2 回みよし市地域包括支援センター 運営協議会 次第

日時：令和 8 (2026) 年 2 月 20 日 (金)

午前 10 時 30 分から正午まで

場所：みよし市役所 6 階

601・602 会議室

1 会長あいさつ

2 協議事項

令和 8 (2026) 年度みよし市地域包括支援センター運営方針 (案) について

3 その他

(案)

令和 8（2026）年度
みよし市 地域包括支援センター運営方針

令和 8（2026）年 4 月
みよし市福祉部長寿介護課

(案)

《 目 次 》

I	方針策定の趣旨	P 1
II	地域包括支援センターの意義・目的	P 1
III	基本的な運営方針	P 1
	地域包括ケアシステムの深化	P 1
IV	運営における基本となる視点	P 1～2
	(1)「公益性」の視点	
	(2)「地域性」の視点	
	(3)「協働性」の視点	
V	業務推進の指針	P 2～4
	(1) 事業計画の策定	
	(2) 名称・設置場所・担当地域・強化事業	
	(3) 職員の姿勢	
	(4) 職員の資質向上	
	(5) 地域との連携	
	(6) 個人情報の保護	
	(7) 守秘義務	
	(8) 広報活動	
	(9) 苦情対応	
	(10) 公正・中立性の確保	
	(11) 相談体制	
VI	職員体制	P 4
VII	包括的支援事業	P 4
1	介護予防ケアマネジメント業務	P 4
	【法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ】	
	(1) 自立支援型のケアマネジメント	
	(2) 介護予防普及啓発	
2	総合相談支援業務	P 5～6
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号】	
	(1) 実態把握	
	(2) 総合相談支援	
	(3) 相談事例の報告	
	(4) 相談事例の終結条件	

(案)

3	権利擁護業務・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6～7
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号】	
	(1) 成年後見制度の活用促進	
	(2) 老人福祉施設等への措置の支援	
	(3) 高齢者虐待への対応	
	(4) 困難事例への対応	
	(5) 消費者被害の防止	
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務・・・・・・・・	P 7
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号】	
	(1) 包括的・継続的なケア体制の構築	
	(2) 介護支援専門員に対する支援	
	(3) 地域住民に対する啓発	
5	在宅医療介護連携推進事業・・・・・・・・	P 7～8
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号】	
	(1) 在宅医療介護連携推進員の配置	
	(2) 在宅医療介護連携推進拠点との連携	
	(3) 在宅医療介護連携担当者の役割	
	(4) 豊田加茂医師会との連携	
6	生活支援体制整備事業・・・・・・・・	P 8～9
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号】	
	(1) 第 1 層生活支援コーディネーターとの連携	
	(2) 第 2 層生活支援コーディネーターの配置	
7	認知症総合支援事業・・・・・・・・	P 9
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号】	
	(1) 認知症施策推進基本計画	
	(2) 認知症地域支援推進員の配置	
	(3) 認知症初期集中支援チームとの連携	
8	地域ケア会議推進事業・・・・・・・・	P 9～10
	【法第 115 条の 48】	
	(1) みよしささえ愛会議（個別ケース会議）の開催	
	(2) 地域包括ネット会議の開催	
	(3) 地域包括ケア推進会議への出席	
VIII	その他・・・・・・・・	P 10
1	任意事業・・・・・・・・	P 10
	(1) 地域支え合い体制づくり事業への協力	
	(2) 認知症サポーターキャラバン事業との連携	
2	市との連携・・・・・・・・	P 10～11
	(1) 市関係部局（福祉総合相談センター「ふくしの窓口」含む）との連携方針	
	(2) 公的福祉サービス	
	(3) 災害時対応	

(案)

(4) 感染症等への対応

I 方針策定の趣旨

この「みよし市地域包括支援センター運営方針」は、みよし市（以下「市」という。）における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の効果的かつ円滑な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する」（介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項）ことを目的に設置しています。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すために、センターは、包括的かつ継続な個別支援・地域支援を行う地域包括ケアの深化のための中心的な役割を果たし、公正・中立に業務を行うことが求められています。

III 基本的な運営方針

地域包括ケアシステムの深化

市では、「みよし市福祉・医療・介護長期構想」において、すべての人が「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」を長期のビジョンとして“みよし市版地域包括ケアシステム”を構築しており、第 9 期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画中也深化を進めていきます。①セルフケアを推進し、健康長寿を目指す、②地域の助け合いで、安心な生活を目指す、③福祉、医療、介護の連携を目指す、の 3 つの柱を掲げ、センターを中心に、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

IV 運営における基本となる視点

業務を実施するに当たっては、「みよし市自治基本条例」（平成 20 年条例第 3 号）を遵守するとともに、以下の 3 つの視点に特に配慮することが求められます。

（１）「公益性」の視点

- ①センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であるため、公正かつ中立性の高い事業運営を行います。
- ②センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

（２）「地域性」の視点

- ①センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるた

め、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

- ②センターは、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）等を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

（３）「協働性」の視点

- ①センターは、専門職が縦割りで業務を行うのではなく、互いの専門性を理解し、情報共有し、助け合い、業務全体を「チーム」で行います。また、地域の保健、医療、福祉の専門職やボランティア、NPO、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。
- ②センターは、市内の共通の課題等において、他のセンターと情報共有に努め、相互に連携して対応します。また、各センターが強化業務として取り組む事項においては、リーダーシップを発揮し、他のセンターを支援します。

V 業務推進の指針

（１）事業計画の策定

センターは、業務を遂行するために、センターの目的や運営方針に沿った年間の事業計画を作成します。その際、センター職員全員で協議することとし、担当地域の特性、実情等を踏まえた重点目標を含む計画として作成します。

また、作成に当たっては市と協議し、それを踏まえた計画を作成します。

（２）名称・設置場所・担当地域・強化事業

センターの名称、設置場所、担当地域、各センターが他のセンターよりリーダーシップを発揮する強化事業については、別表 1 を参照します。

センター内に設置する執務室については、地域住民、介護支援専門員等の多様な関係者がアクセスしやすいように配置する必要があります。また一方では、センターは、高齢者等の個人情報幅広く知り得ることになるため、その情報管理に万全を期す必要があります。センターが有する様々な情報が業務と関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることが無いようにすることが求められます。なお、併設する事業所の職員から容易に閲覧できないような工夫も必要となります。これらを踏まえ、以下の 2 点に留意します。

- ①執務室は、職員が業務を行うのに支障のないスペースを確保し、市から貸与する電算機器等を適切に配置します。
- ②来所される利用者等のプライバシーが確保されるよう、相談室を設置します。

（３）職員の姿勢

- ①常に利用者、当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

②事業計画や重点目標の進行管理を意識するとともに、今あるものを進化させていくイメージを持ちながら業務を行い、PDCAサイクルの考え方のもと、計画、評価を行っていきます。

③市の支援、指導の内容により、随時センターの業務改善を図ります。

（４）職員の資質向上

センター職員は、相談やケアマネジメントに関する技術の向上、権利擁護や認知症等の知識の習得を積極的に行い、各職員が習得、獲得した知識等は、職員間で共有し、センター全体としてスキルアップを図ります。

（５）地域との連携

地域ケア会議等を活用し、民生委員、いきいきクラブ、地域住民及び地域で活動する市民グループといった地域に根差した関係者と連携を図ります。関係機関や関係者の名簿、特性等に関する情報をマップ又はリストで管理し、地域で支え合える体制づくりを進めます。

（６）個人情報の保護

センターは、高齢者等の個人情報を幅広く知り得る立場にあります。さらに、その情報の記録媒体は、紙、電子等多様化しており、その情報管理に万全を期す必要があります。

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」その他関係法規等を遵守して行います。電子媒体による情報の管理については、別紙「システム使用と個人情報の取扱いについて」を参照します。

また、センターは、個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置するとともに、個人情報の持ち出しや開示をする場合は、管理簿等への記載と確認をし、個人情報の管理を行います。

万が一、個人情報の流出又は個人情報の取扱いに重大な不備があった際は、速やかに内容及び対応等を記録の上、報告書を市に提出し、再発防止策を検討します。市は再発防止が適正に行われているか、適宜確認します。

（７）守秘義務

センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。

（８）広報活動

センターの業務を適切に実施していくために、地域住民等にセンターの業務への理解と協力を得るため、様々な機会を捉えて周知活動を行います。

（９）苦情対応

センターは、苦情対応体制を整備し苦情の内容や苦情への対処経緯の記録を残し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに経過や対応等を記録の上、報告書を市に提出し、原因の分析や再発防止策等を検討し協力して解決していきます。また、苦情受付の担当者と責任者を市民にわかるように示す必要があります。

（10）公正・中立性の確保

公正と中立性の確保のために、センターの責務として、以下の項目に留意し業務を行います。

- ①要介護者への介護サービス事業所、介護支援専門員等の紹介を公正・中立に行うこと。原則として、紹介の経緯（理由等）を相談記録に残すこと。
- ②介護予防支援の委託先が、特定の居宅介護支援事業所に偏らないこと。

（11）相談体制

夜間・早朝・休日の窓口（連絡先）を設置する又は携帯電話等へ電話転送を行うようにし、24時間、365日相談に応じる体制をとります。また、パンフレットやホームページ等で市民に周知します。

Ⅵ 職員体制

センターは、「みよし市地域包括支援センターの職員に関する基準等を定める条例」に基づき専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を必要な人数配置します。詳細は別表2を参照します。

Ⅶ 包括的支援事業

1 介護予防ケアマネジメント業務【法第115条の45第1項第1号二】

（１）自立支援型のケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活するためには、高齢者本人が自立して生活できる身体状態の維持・改善、生活環境の整備、支援体制の調整が必要となります。セルフケアを促す自立支援型のケアマネジメントを行います。

（２）介護予防普及啓発

高齢者に対し介護予防についての普及啓発を行い、介護が必要な状態にならないように、元気なうちから介護予防に取り組む人を増やします。また、市が介護予防の取組について実施するときは、効果的な取組となるように市とセンターで協働していきます。

2 総合相談支援業務【法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号】

（１）実態把握

実態把握とは、様々な手段（来所相談、家庭訪問等）により、担当地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態を把握することを指します。地域に顕在化する課題や潜在的なニーズを早期に発見し対応することができるように取り組みます。

（２）総合相談支援

総合相談は、地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じてセンターの業務に継続していきます。

地域包括ケアとしての継続支援の入り口となるのが総合相談です。センターは、相談するとあらゆるサービスの調整まで可能となるワンストップ拠点としての機能を果たします。ワンストップの調整の過程において、必要に応じて、福祉総合相談センター「ふくしの窓口」や長寿介護課が後方支援をします。

総合相談は、初動時の受付を担当地域に限定してしまうと相談者の利便性を損なうため、担当地域外の相談者についてもインテークとして相談を受け付け、当該相談者の居住地を担当するセンターにつなぎます。

また、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応も行います。

（３）相談事例の報告

相談事例については、分類方法を市と共有し、相談件数や相談内容を記録に残し、毎月、市に報告します。

（４）相談事例の終結条件

相談事例の支援を終結する場合には、下記の条件に基づき、センターとして組織的に終結の判断を行い、定期的に継続中の全ケースの経過確認をするものとします。

①相談全般

- ア 本人又は相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- イ 適切な機関につなぎ、他機関による適切な支援が確認できた場合
- ウ 本人の心身状況や支援体制が安定し、センターによる支援の必要がないと判断された場合
- エ 本人が死亡、担当地区外に転居、市外転出、退院が見込めない入院、施設入所した場合
- オ 上記以外で、センターで検討し終結と判断された場合

②後見関連

- カ 後見人、保佐人、補助人が選任された場合で、上記アからオのいずれかに該当する場合

③虐待関連

キ 虐待の解消及び再発リスクが消失した場合で、上記アからオのいずれかに該当する場合

④終結できない場合

ク 本人又は相談者の主訴が解決しても、主訴以外に未解決の困難な問題がある場合

ケ 本人、家族が自身の深刻な問題を自覚しておらず、それに対する適切な対策ができていない場合

⑤終結の手続き

コ 担当者が終結の根拠をセンター長に報告し、センター長の承認を得る。

サ 上記コで判断に迷う場合は、3職種で協議し判断する。

⑥その他

シ 月 1 回以上、対応中の相談について、センター内で状況を共有及び把握するよう努める。

3 権利擁護業務【法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号】

権利侵害行為の対象となる高齢者、なりやすい高齢者あるいは自ら権利主張や行使をすることができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

（１）成年後見制度の活用促進

認知症等により判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律行為等の支援のため成年後見制度が活用できるように支援します。ケースによっては、日常生活自立支援事業の活用や成年後見支援センターとの連携も視野に入れ対応します。

（２）老人福祉施設等への措置の支援

高齢者虐待等から保護するためや判断能力が著しく低下した高齢者の法律行為の支援等のために老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図ります。

（３）高齢者虐待への対応

高齢者虐待（疑いを含む）の事例を発見又は通報を受理した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「みよし市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに市と連携を図り、適切に対応します。

（４）困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否がある、既存のサービスでは適切なものが

ない等）を発見した場合は、センターの各専門職が連携し、対応策を検討した上で、関係機関とも連携し支援します。また、必要に応じてみよしささえ愛会議（個別ケース会議）を開催します。

（５）消費者被害の防止

消費者被害情報の把握に努め、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援します。また、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口や警察等と連携し対応します。なお、消費者被害に関する情報は、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等に情報提供し、他の支援者と協力しながら対応します。

４ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務【法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号】

（１）包括的・継続的なケア体制の構築

在宅、施設を問わず、地域で高齢者が安心して生活できるよう、包括的かつ継続的なケア体制を構築することが求められます。医療機関、介護機関、センター及び市がネットワークを形成し、介護保険等の公的なサービスと、地域住民等によるインフォーマルな活動を有機的に連携し切れ目のないサービスを提供します。

（２）介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する支援としては、「ア．日常的な個別指導・支援」、「イ．事例検討、研修機会の提供」、「ウ．困難事例等への指導・助言」が挙げられます。アとウについては、対象となる高齢者の居住地を担当するセンターが地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）を開催します。イについては、「みよし市ケアマネジャー連絡会」と連携を図り、「みよし市地域包括ネット会議」を活用しながら実施します。

（３）地域住民に対する啓発

介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防、自立支援に関する意識の共有を図るための啓発を行います。

５ 在宅医療介護連携推進事業【法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号】

（１）在宅医療介護連携推進員の配置

センターに、在宅医療と介護の連携を推進する役割を担う在宅医療介護連携推進員（以下「医介連携推進員」という。）を配置します。医介連携推進員は、個人として役割を担うのではなく、センターの各専門職、第 2 層生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と協働して取り組みます。

（２）在宅医療介護連携推進拠点との連携

在宅医療介護連携推進拠点は、在宅医療介護連携を目的として、みよし市民病院を中核拠点として設置します。各センターと連携拠点との連携強化を集中的に行うことを目的にみよし市民病院内に在宅医療介護連携担当者（以下「連携担当者」という。）を配置します。各センターは、連携担当者を中心に、みよし市民病院と連携を図ります。

（３）在宅医療介護連携担当者の役割

連携担当者は、在宅医療介護の連携を推進するため、各センター、連携推進員との平時からの情報共有、情報交換等を通じて、外来で通院する人や急性期治療を終え、リハビリ等を行い在宅復帰する人が円滑に在宅での生活ができるような調整を行います。在宅医療介護連携の施策面においては、在宅医療介護連携作業部会において市とともに事務局として中核的な役割を担います。その他、在宅相談ステーションに関わる取組にも積極的に関与します。

また、認知症施策における在宅医療介護連携の取組である認知症初期集中支援チームにおいては、個別ケースの調整において統括する役割を担い、認知症施策推進作業部会に事務局として出席し、庶務を担います。

（４）豊田加茂医師会との連携

センターは、在宅医療介護連携についての相談窓口である在宅相談ステーション（豊田加茂医師会館内）と連携を図ります。また、豊田加茂医師会が主体となる豊田加茂ウェルビーイングネットワークに積極的に参画します。その他、医療関係者との合同研修会に積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。

6 生活支援体制整備事業【法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号】

（１）第 1 層生活支援コーディネーターとの連携

第 1 層生活支援コーディネーター（以下「第 1 層コーディネーター」という。）は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が担うため、インフォーマルな生活支援サービスの把握、開発等において連携を図ります。また、第 1 層協議体の開催支援を行います。

（２）第 2 層生活支援コーディネーターの配置

第 2 層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域ごとに配置し、センターと十分に連携を図ることとされています。十分な連携という観点から、センター内に配置することとし、各センターと第 1 層コーディネーターとの連携や高齢者のニーズとのマッチング等を行います。また、第 2 層協議体の開催支援においても協力して行います。

第 2 層生活支援コーディネーターは、個人として役割を担うのではなく、センター

の各専門職、第 2 層生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と協働して取り組みます。

7 認知症総合支援事業【法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号】

（1）認知症施策推進基本計画

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）や国が策定した認知症施策推進基本計画（令和 6 年 1 2 月）の積極的推進を図ります。センターは、介護・福祉行政の最前線であることに鑑みて、認知症施策においても中心的な役割を担います。特に同計画で位置付けられた「新しい認知症観」の普及と当事者の声を起点とした施策の推進「本人発信支援」を当面の重点項目とします。

（2）認知症地域支援推進員の配置

認知症施策推進基本計画の考え方にに基づき、その推進役である認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）をセンター内に配置します。センターに配置される推進員は、市やみよし市民病院に配置されている推進員と十分連携を図りながら、認知症施策推進の中心的な役割を担います。

また、介護保険法に基づく認知症総合支援事業以外にも幅広く対応が求められる推進員業務は、役割分担制とし、おかよし地域担当は、重層的支援体制強化型であることから「本人発信支援」を、きたよし地域担当は、「認知症サポーターキャラバン・チームオレンジ」を、なかよし地域担当は、「認知症カフェ」を、みなよし地域担当は、「新しい認知症観普及（図書館普及啓発）、認知症ケアパス」を担当し、リーダーシップを発揮し、他の推進員等が積極的に協力して各種取組を推進します。

（3）認知症初期集中支援チームとの連携

センター職員は、担当地域の高齢者に対して、市が設置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）が活動する場合に、その活動を多面的に支援します。また、推進員は、対象者の居住地等を問わず、チームの一員としてチーム員会議に出席します。

8 地域ケア会議推進事業【法第 115 条の 48】（全体像は別紙 2 参照）

（1）みよしささえ愛会議（個別ケース会議）の開催

（回数は、各地域包括支援センターの個別計画による）

センターは、「みよしささえ愛会議運営マニュアル」に基づき、当事者の意向確認・共有、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を目的として、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）を主催します。また、会議においては、多職種と連携して、自立支援、重度化防止等に関する観点から個別事例を検討し、支援策を講じます。

みよしささえ愛会議（個別ケース会議）は、事例の対象となる高齢者の住所地を管轄する地域包括支援センターの長が、個別事例に応じ必要と認めた者を召集して開催します。

（２）地域包括ネット会議の開催（年１２回）

みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 7 日）に基づき市と協働で会議を開催し、適正に運営を行います。

出席者は、地域包括支援センターの職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、市の職員、その他市長が必要と認める者です。

（３）地域包括ケア推進会議への出席（年３回）

センター職員は、地域包括ケア推進会議に出席し、介護・福祉行政の最前線として活動することで得られる地域の課題等を発信することにより、市の地域包括ケアシステムの深化を図ります。

出席者は、保健・医療・福祉関係者、地域包括支援センターの職員、市内の介護支援専門員の代表者、介護サービス事業者又は従事者、民生児童委員等、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、その他市長が必要と認める者です。

Ⅷ その他

１ 任意事業

（１）地域支え合い体制づくり事業への協力

市は、地域支え合い体制づくり事業として、行方不明者対策（みよし安心ネット配信、あいちオレンジネットワーク、~~行方不明高齢者搜索模擬訓練~~）を実施しています。
~~行方不明高齢者搜索模擬訓練は、センターが中心となり、行政区又はコミュニティを単位として、年１回、効果的な訓練を実施します。~~

（２）認知症サポーターキャラバン事業との連携

認知症サポーターキャラバン事業の事務局は、きたよし地域のセンターを担う社会福祉法人翔寿会です。事務局は、他のセンターと市、市内のキャラバン・メイトと協働して活動できる体制整備を行います。センター職員は、キャラバン・メイトとして活動できるよう準備し、必要に応じて講座の開催等を行います。

２ 市との連携

（１）市関係部局（福祉総合相談センター「ふくしの窓口」含む）との連携方針

センターの業務は多岐にわたるため、市の多くの部局と関係しています。困難事例の対応等で迅速に対応できるよう市の関係部局と連携が図れる体制を整備することが求められます。センターを支援するため、市はセンターとの連絡調整、後方支援を行います。福祉全般を総合的に支援するため、福祉部内に設置されている福祉総合相談

センター「ふくしの窓口」も有効活用します。

また、市とセンターとの定期的な情報共有、意見交換の場として、地域包括ネット会議を活用します。

（２）公的福祉サービス

センターは、市が実施する福祉サービスに係る申請等を代行できるものとします。代行できる手続は、以下に挙げる事業とします。

- ①要介護認定申請・基本チェックリスト受付
- ②高齢者配食サービス事業
- ③高齢者日常生活用具・住宅改修費支給事業
- ④家族介護用品支給事業
- ⑤緊急通報システム事業
- ⑥認知症高齢者等家族支援サービス事業
- ⑦ひとり暮らし高齢者等登録事業
- ⑧在宅介護者等介護手当支給事業
- ⑨認知症高齢者等あんしん補償事業

（３）災害時対応

センターは、災害が発生した際は、市や関係機関と連携をとり、要配慮高齢者の安否確認等を行うとともに、災害発生後 1 週間を目途にセンターの運営を再開します。

（４）感染症等への対応

平時からインフルエンザやその他感染症対策の最新情報や感染症の動向を把握するほか、国、市及び関係機関の通知やマニュアルの情報収集に努めます。

職員は、日々の健康管理に努め業務継続に向けて感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事します。

高齢者は、感染症等により患することで、急激な体力の低下や健康状態の悪化により要介護状態に陥る可能性が高いため、平時から感染予防対策に努め健康管理を心掛けることが重要です。そこで、介護予防の観点からセンターが自ら収集した情報や市から提供された情報を積極的に高齢者へ提供します。

また、感染症対策のため自粛生活が長期化する場合、フレイル（虚弱状態）になるリスクが高まっていることから、関係機関と連携しフレイル予防の取組を推進します。

別表 1 センターの名称・設置場所・担当地域一覧

	名称	設置場所	担当地域
①	おかよし地域包括支援センター 【重層的支援強化型】	三好丘二丁目 2 番地 1	おかよし地域 (三好丘中学校区)
		3 3 - 4 1 7 7	
②	きたよし地域包括支援センター 【認知症総合支援強化型】	福谷町寺田 4 番地	きたよし地域 (北中学校区)
		3 3 - 0 7 9 1	
③	なかよし地域包括支援センター 【生活支援体制整備強化型】	三好町陣取山 39 番地 5	なかよし地域 (三好中学校区)
		3 4 - 6 8 1 1	
④	みなよし地域包括支援センター 【医療介護連携強化型】	三好町八和田山 15 番地	みなよし地域 (南中学校区)
		3 3 - 3 5 0 2	

別表 2 センターの職員体制一覧

	センター名	必要職種	必要数（配置基準）
①	きたよし 地域包括支援センター なかよし 地域包括支援センター	保健師	1.0 人（Aのみ）
		社会福祉士	1.0 人（Aのみ）
		主任介護支援専門員	1.0 人（Aのみ）
		第 2 層生活支援コーディネーター	1.0 人（A、B、C、D）
		認知症地域支援推進員	0.5 人（A、B、C、D）
		在宅医療介護連携推進員	0.5 人（A、B、C、D）
②	おかよし 地域包括支援センター みなよし 地域包括支援センター	保健師	1.0 人（Aのみ）
		社会福祉士	1.0 人（Aのみ）
		又は主任介護支援専門員	
		第 2 層生活支援コーディネーター	1.0 人（A、B、C、D）
		認知症地域支援推進員	0.5 人（A、B、C、D）
		在宅医療介護連携推進員	0.5 人（A、B、C、D）

別表 3 配置基準

区分	専従	兼務
常勤	A	B
非常勤	C	D

別表 4 用語の定義

常勤	雇用形態に関わらず、当該法人において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（下限は、32 時間）に達していることをいうものとする。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。
非常勤	当該法人における勤務時間が「常勤職員の勤務時間数」に満たない場合は、全て「非常勤」とする。当該法人において「正規職員」であっても、当該事業の他の事業に兼務する場合は「非常勤」である。
専従	当該業務を専ら担当していることをいう。この場合において「専ら担当している」とは、その他の業務の兼務が認められないものとし、その就業時間の全てにおいて、当該業務に従事している必要があるものとする。
兼務	当該事業の他の職種又は同一法人の他の事業の職務に従事している場合を兼務とする。 ただし、原則、本方針においては、同一法人の他の事業の職員の兼務については、認められない。 例) 認知症地域支援推進員と指定介護予防支援事業所の職務→可 在宅医療介護連携推進員と地域包括支援センターの職務→可 第 2 層生活支援コーディネーターと同一法人の通所介護事業所の職務→不可 第 1 層と第 2 層の生活支援コーディネーター→不可

別表 5 必要職種の定義

保健師	保健師資格を有する者。ただし、経験のある看護師は準ずる者として可とする。（准看護師を除く。）この場合において、「経験のある」とは、地域保健又は在宅看護等を指すものである。
社会福祉士	社会福祉士資格を有する者
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員の資格を有する者。ただし、有効期限が満了していないものに限る。
第 2 層生活支援コーディネーター	資格要件は設けないが、多様な理念を持つ地域の団体等との連絡調整が行える者であり、かつ、公平・中立な立場で活動を行うことができる者
認知症地域支援推進員	看護師や社会福祉士等の医療・介護・福祉の国家資格有資格者で、認知症ケアや認知症に関する内容を含む相談業務に従事した経験を有する者
在宅医療介護連携推進員	看護師、社会福祉士又は介護支援専門員を有しており、医療と介護の両方の用語理解等の知識を持って、双方とコミュニケーションが図れる者

システム使用と個人情報の取扱いについて

- ① 業務に関して知り得た個人の秘密は漏らさないこと。
- ② 訪問等でセンター外に個人情報を持ち出すときは、細心の注意を払うこと。
- ③ 個人情報の漏洩等の事故があったときは、直ちに、市に届け出ること。
- ④ 市から提供された情報は、目的外に使用しないこと。
- ⑤ 市による報告徴取、監査、検査に応じること。
- ⑥ 機密情報の漏洩事故を防止するための体制、対策を講じるとともに、当該事故が発生した場合の対処手順、損害賠償等について規定すること。
- ⑦ 個人情報が記録されている媒体を有する機器を外部事業者修理又は破棄させる場合は、事前に内容を消去できる場合を除き機密保持義務を設け、破棄時はデータの物理的消去を行うこと。なお、市から貸与する機器については、市が委託契約を締結する事業者が保守等を行うため、保守が必要な場合には、速やかに、市に連絡、相談すること。
- ⑧ システム障害を未然に防止するための措置、障害発生を早期発見するための措置及び障害発生時の問題拡大や迅速復旧のための措置について、対策を明示すること。
- ⑨ 機器や記録媒体については、ウイルス対策ソフトの最新の定義ファイルにて問題がないことを定期的に確認すること。
- ⑩ 職員は、個人情報を第三者に閲覧、盗難されることがないようにすること。地域包括支援センター支援システムの使用においては、離席等で短時間でも画面から注意をそむける際は、必ずログアウトすること。

(別紙2) みよし市における地域ケア会議の全体図

市主催の会議（地域ケア会議）

みよし市介護保険運営審議会
みよし市地域包括支援センター運営協議会

政策形成機能

地域包括ケア推進会議

ネットワーク構築機能

地域課題発見機能

地域づくり・資源開発機能

医療介護連携
課題抽出

認知症初期集中支援
チーム検討



人的連携

コーディネーター主催の会議

生活支援体制 協議体

ネットワーク構築機能

地域課題発見機能

地域づくり・資源開発機能

包括主催の会議

みよしささえ愛会議

地域課題発見機能

個別課題解決機能

ネットワーク構築機能

地域包括ネット連絡会議

地域課題発見機能

ネットワーク構築機能

4包括
連絡機能

ケアマネ
支援機能

第2層協議体

ネットワーク構築機能

地域課題発見機能

地域づくり・資源開発機能

みよし市介護保険運営審議会
みよし市地域包括支援センター運営協議会
みよし市地域密着型サービス運営審議会

委員名簿 （任期：令和6（2024）年6月1日～令和9（2027）年5月31日）

No	役職	氏 名	委員の選任基準(役職名)	就任日
1	会長	米 本 倉 基	学識経験を有する者(東海学園大学教授)	
2	副会長	成 瀬 達	保健及び医療の関係者(みよし市民病院管理者)	
3	委員	長谷川 喜代美	学識経験を有する者(日本赤十字豊田看護大学教授)	
4	委員	臼 井 透	保健及び医療の関係者(豊田加茂医師会代表)	
5	委員	加 藤 芳 文	保健及び医療の関係者(豊田加茂歯科医師会代表)	
6	委員	小 澤 鋭 子	保健及び医療の関係者(豊田加茂薬剤師会代表)	
7	委員	竹 内 鈴 彦	福祉団体が推薦する者(みよし市民生児童委員代表)	令和8(2026)年 2月20日
8	委員	長 山 恭 子	福祉団体が推薦する者 (NPO 法人あいち NPO 市民ネットワークセンター理事)	
9	委員	酒 井 喜 市	介護サービス等の事業者 (みよし市社会福祉協議会会長)	
10	委員	木 下 誠	介護サービス等の事業者(社会福祉法人昭徳会 特別養護老人ホーム安立荘 施設長)	
11	委員	柿 木 清 美	介護サービス等の事業者 (社会福祉法人翔寿会ケアハウス寿睦苑施設長)	
12	委員	長 沼 隆 輔	介護サービス等の事業者(社会福祉法人おかざき福祉会 特別養護老人ホームみよしの里施設長)	
13	委員	伊豆原 幸 子	市民(いきいきクラブみよし連合会代表)	
14	委員	坂 田 浩 己	市民(工業経済会会長)	